

(証券コード 9265)
2022年8月9日

株 主 各 位

福岡市博多区下川端町2番1号
ヤマシタヘルスケアホールディングス株式会社
代表取締役 山下 尚 登
執行役員 社長

第5回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第5回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年8月25日（木曜日）午後6時00分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年8月26日（金曜日）午前10時
 2. 場 所 福岡市博多区下川端町3番2号 博多リバレイン
ホテルオークラ福岡 4階 平安の間
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第5期（2021年6月1日から2022年5月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第5期（2021年6月1日から2022年5月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、株主ではない代理人および同伴の方など、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけませんので、ご注意ください。
 - ◎ 次の事項につきましては、法令ならびに当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.yhchd.co.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知に記載している連結計算書類および計算書類は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会および会計監査人が監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。
 - ① 連結計算書類の連結注記表
 - ② 計算書類の個別注記表
 - ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.yhchd.co.jp/>) に掲載いたします。
 - ◎ 当日は軽装（クールビズ）にて対応させていただきますので、株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 当日ご出席いただける株主様におかれましては、別紙「弊社株主総会に係る新型コロナウイルス感染防止対応のご案内」をご参照くださいますようお願い申し上げます。

〔添付書類〕

事業報告

(2021年6月1日から2022年5月31日まで)

1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度の期首より、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しております。これに伴い、当連結会計年度における売上高は、前連結会計年度と比較して大きく減少しております。そのため、経営成績に関する説明の売上高については、増減額および前年同期比(%)を記載せずに説明しております。

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の波が断続的に発生し、依然として厳しい状況で推移しました。ワクチン接種が進んだことや、政府主導の景気対策の効果などにより、経済活動の再開の動きがみられますが、一方でエネルギー価格や原材料価格などの上昇により消費者心理が冷え込むなど、総じて厳しい状況で推移しております。加えてウクライナ情勢に端を発する地政学リスクの高まりもあり、引き続き先行き不透明な状況が続いております。

医療業界におきましては、新型コロナウイルス感染症の断続的な発生に対応するために、感染拡大防止に向けた医療体制確保のため投資が引き続き行われました。このような感染拡大による混乱の中でも医療関係者の皆様の努力により、入院時の検査や機器等の充実をもって、急性期疾患等の手術件数は着実に再開・実施される傾向もみられ、地域の医療提供活動は堅実に機能してきているものと推察しております。

当医療機器業界におきましては、地域医療構想の実現に向けた医療機関の統合・再編に伴い、今後の需要拡大が見込まれております。一方、ウィズコロナ時代に対応した医療提供体制の構築が求められる中、各企業は、医療機関の経営改善に資するサービスの提案に加え、価格競争力やコスト削減による収益力の向上がより一層求められており、企業間の競争はますます激化しております。また、世界的な半導体不足や石油などの資源価格の高騰は、医療機器業界にも影響を及ぼし、医療機器の納期遅延等も発生しております。

このような中、当社グループでは、コロナ禍が継続し全世界的な供給状況が変化する中において、医療機関の需要に的確に対応するため、中核子会社のM A L (Medical Active Logistics) 事業部を中心に物流管理を強化し、S P D事業をはじめとして医療材料の迅速かつ安定的な供給

体制の確保に取り組んでまいりました。

一方、コロナ禍により減少がみられていた検査や手術の各診療科目における症例数については、ある一定の回復がみられ、感染拡大防止に努めつつ、個々の患者様の検査や治療に関する医療機関の要望に応える活動に取り組んでまいりました。また、地域の医療機関に対し、各種診断機器や手術室関連機器等の高度医療機器、内視鏡関連製品等の低侵襲治療機器などの主力商品分野の積極的提案を進める中、前年度より継続されたコロナ対策補助予算等による医療機関の設備投資需要にも適切に対応してまいりました。さらに、整形インプラントの製造・販売や、透析機材の販売、医療・介護施設に対する病床転換や事業承継等に関する専門的なコンサルティングサービスの提供等、グループ各事業の強化とグループ間のシナジーを高めることにより、グループ全体の収益力強化を図ってまいりました。そのほか、電子カルテシステム等の医療情報システムの導入支援や、クリニックの開設・移転・リニューアルをサポートする新規開業支援をはじめ、外部企業と業務連携して進めている新型輸液装置のレンタル事業や、医療機関向けICTサービス、注射調剤・監査支援システムなどへの取り組みにより、顧客基盤の拡大と、新たな市場の開拓に取り組んでまいりました。加えて、2021年11月、病院・クリニック市場に対する予約ソリューションやホームページ制作サービスなどの提供事業への取り組み強化を目的に、持分法適用関連会社であった株式会社イーディライトを当社の連結子会社といたしました。また、2022年2月には、医療機関の業務効率化のためのRPAやDX技術を駆使した製品・サービスの提供、医療介護施設、在宅向け製品の販売等事業を促進するため、エムディーエックス株式会社を新たに設立し、それぞれの取り組みをスタートいたしました。

これらの結果、当連結会計年度における売上高は、551億45百万円（前年同期は701億31百万円）となりました。利益面につきましては、販売費及び一般管理費の増加により、営業利益は9億30百万円（前年同期比3.9%減）、経常利益は10億3百万円（前年同期比2.2%減）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は6億96百万円（前年同期比2.6%増）となりました。

セグメント別の売上高は次のとおりであります。

【医療機器販売業】

売上高は549億60百万円となりました。

(一般機器分野)

CT診断装置や高精度放射線治療システム等の売上により、84億41百万円となりました。

(一般消耗品分野)

医療機器消耗品の売上により231億81百万円となりました。

(低侵襲治療分野)

内視鏡システムやビデオスコープ等の内視鏡備品の売上により125億63百万円となりました。

(専門分野)

感染症検査機器や病理検査機器等の理化学備品等の売上により95億61百万円となりました。

(情報・サービス分野)

ベッドサイド端末等の医療IT備品の売上により12億12百万円となりました。

【医療機器製造・販売業】

主としてグループ開発製品である整形外科用インプラントを製造・販売しており、売上高は2億87百万円となりました。

【医療モール事業】

テナント賃料の増加により、売上高は68百万円となりました。

(注) セグメント別の売上高には、セグメント間の内部取引高を含んでおります。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は1億72百万円であり、その主なものは、山下医科器械株式会社におけるマテハン機器購入費用、空調設備費用、および貸出備品購入費用であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の医療機器業界におきましては、新型コロナウイルス感染症について第7波の報道もみられる中、未だ今後が見通せず、同ウイルスの感染動向、収束時期に左右される先行き不透明な状況が続くものと考えております。各地域の各医療機関におかれましては、外来患者数等や通常の手術、検査件数は回復傾向にあるものの、継続的な感染制御対応に苦慮されつつ医療体制を維持いただいている状況と認識しております。そのような中、2022年4月、「(1) 新型コロナウイルス感染症等にも対応できる効率的・効果的で質の高い医療提供体制の構築」、「(2) 安心・安全で質の高い医療の実現のための医師等の働き方改革等の推進」、「(3) 患者・国民にとって身近であって、安心・安全で質の高い医療の実現」、「(4) 効率化・適正化を通じた制度の安定性・持続可能性の向上」という4つの基本的視点のもと、2年に1度の診療報酬改定が行われました。本改定では、診療報酬全体は4回連続のマイナス改定(△0.94%)となっております。

一方、ウクライナ情勢等に起因する原材料不足や、為替円安の影響などによる輸入原材料や輸入製品価格の高騰傾向は、医療業界にも同様に影響を及ぼしており、さらに上記の診療報酬制度の関係上、医療機関では価格転嫁が難しい状況にあることから、医療産業界全体として非常に厳しい状況が続いております。

このような経営環境の中、次に掲げる課題にグループ一丸となって全力で取り組み、更なる企業価値の向上を実現し、顧客はもちろんのこと株主の皆様のご期待に応えられるよう努めてまいります。

① グループの一体化と戦略機能の強化

持株会社と事業会社間において、迅速な情報収集や情報の共有および相互補完を図りながら、事業会社が本業に専念できる環境を構築し、グループ全体の事業収益を継続的に拡大していき、持続成長可能な推進体制構築の実現を目指します。また、グループ経営機能の明確化を図るとともに、グループ内の経営資源の効率的な運用を進め、収益力の向上を目指してまいります。

② 重点事業領域の拡充

現在、外部企業と業務提携して、新型輸液装置のレンタルや、医療機関向けICTインフラサービス、注射調剤・監査支援システムなど、新規商材の取り扱いを推進しております。いずれも将来の成長が期待できる商材であるため、早期に市場への浸透を図り、当社グループの事業の多角化を目指してまいります。

今後も、持続的な成長を目指し、グループの企業価値の最大化を図るため、外部企業とのアライアンスを含め、新規事業分野への投資を積極的に行い、事業領域の拡充を図ってまいります。

③ 人材マネジメント・教育体制推進・健康経営

事業会社6社を含むグループ7社の人材情報を統合的にマネジメントする体制を構築し、採用から、研修、キャリア形成を一体的に捉える戦略的な人事管理体制の推進を図ってまいります。併せて、業務関連研修の他、階層別研修、新任管理職研修、コンプライアンス研修等、多様なカリキュラムによる従業員研修を実施し、当社グループ事業を支える人材育成に取り組んでまいります。また、従業員が健康的に働くことができる職場環境の整備に努め、時間外労働の削減や有給休暇の取得促進、全従業員の健康診断受診等、健康経営を積極的に実践し、組織の活性化を図ってまいります。

④ 物流体制の更なる強化

コロナ禍においても、従業員の感染防止を図りつつ、中核子会社のM A L (Medical Active logistics) 事業部を中心に、物流体制の維持に万全を期し、医療資材の安定供給を確保してまいります。

また、当社グループの持つ物流ネットワークを有効的に活かし、物流の更なる効率化と顧客対応のスピードアップにより、物流面における競争力強化を図ってまいります。

⑤ デジタルトランスフォーメーション (DX) の推進

顧客視点での価値創出に向け、ビジネスモデルや業務プロセス、企業文化の改革を行いながら、当社グループの企業価値を高めるツールとしてのDXを推進してまいります。営業や物流のみならず、全ての業務プロセスに対し検討を行ってまいります。

⑥ ガバナンスと内部統制の強化

当社グループは、法令遵守はもとより、企業倫理への取り組みの重要性を認識するとともに、変動する企業環境に対応した迅速な経営意思決定と経営の健全性向上を図ることによって、企業価値を継続して高めていくことを経営の最重要課題の一つとして位置付けております。その実現のために、株主の皆様をはじめ、お客様、取引先、地域社会、従業員等のステークホルダーとの良好な関係を築くとともに、株主総会、取締役会、監査等委員会、会計監査人等、法律上の機能制度を一層強化・改善・整備しながら、コーポレート・ガバナンスを充実させてまいります。また、株主・投資家の皆様へは、迅速かつ正確な情報開示に努めるとともに、幅広い情報公開により、経営の透明性を高めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第2期	第3期	第4期	第5期 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	61,533	64,658	70,131	55,145
経常利益 (百万円)	617	642	1,026	1,003
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	144	459	678	696
1株当たり当期純利益 (円)	56.57	180.07	265.77	272.67
総資産 (百万円)	20,320	21,425	24,322	24,086
純資産 (百万円)	6,372	6,938	7,579	8,005

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。
 2. 当連結会計年度の期首より、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しております。そのため、第5期(当連結会計年度)については、当該会計基準等を適用した後の金額となっております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況 (2022年5月31日現在)

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
山下医科器械株式会社	494,025千円	100%	医療機器の販売
株式会社イーピーメディック	35,000千円	100%	医療機器の輸入、製造、販売
株式会社トムス	10,000千円	100%	医療機器の販売
株式会社アシスト・メディコ	30,000千円	100%	医業経営コンサルティング
株式会社イーディライト	25,000千円	66%	情報通信システムの企画、開発、販売
エムディーエックス株式会社	40,000千円	100%	医療機器の販売

当事業年度末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	山下医科器械株式会社
特定完全子会社の住所	長崎県佐世保市湊町3番13号
当社および当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額	4,708百万円
当社の総資産額	6,523百万円

(7) 主要な事業内容

当社グループは、主に、医療機器メーカーより仕入れた医療機器を、病院をはじめとする医療機関等に販売しており、診療分野、販売活動の形態、取扱商品の特徴に応じて、次の部門および分野構成で事業を行っております。

事業部門	事業分野	取扱商品および事業内容
医療機器販売業	一般機器分野	手術室関連機器、外来診察機器、病棟関連機器およびリハビリ関連機器の販売
	一般消耗品分野	医療用消耗品、臨床検査試薬等の販売およびS P Dの請負
	低侵襲治療分野	医用内視鏡およびI V E、サージカル、I V R、循環器関連処置具の販売
	専門分野	整形外科関連製品、理化学機器、眼科機器、皮膚・形成関連機器、透析関連機器の販売
	情報・サービス分野	医療事務用コンピュータ、電子カルテ、ITシステム等の販売、医療ガス配管工事請負、メンテナンスサービス、医療廃棄物収集運搬請負および新規開業支援
医療機器製造・販売業		整形インプラントやプライベートブランドの製造・販売
医療モール事業		医療モールの運営、管理

(8) 主要な事業所

- ① 当社の主要な事業所
本社（福岡県福岡市）

- ② 子会社の主要な事業所
【山下医科器械株式会社】

本社	福岡本社（福岡県福岡市）	佐世保本社（長崎県佐世保市）
支社・営業所	福岡支社（福岡県福岡市） 筑後支社（福岡県久留米市） 長崎支社（長崎県長崎市） 熊本支社（熊本県熊本市） 宮崎営業所（宮崎県宮崎市）	北九州支社（福岡県北九州市） 佐賀支社（佐賀県佐賀市） 佐世保支社（長崎県佐世保市） 大分支社（大分県大分市） 鹿児島支社（鹿児島県鹿児島市）
物流拠点	鳥栖物流センター（佐賀県鳥栖市） 鳥栖SPDセンター（佐賀県鳥栖市）	長崎物流センター（長崎県諫早市） 福岡SPDセンター（福岡県福岡市）
医療モール	東手城ヘルスケアモール（広島県福山市）	

- 【株式会社イーピーメディック】
本社（福岡県福岡市）

【株式会社トムス】

本社	福岡本社（福岡県福岡市）	
営業所	福岡営業所（福岡県福岡市） 熊本営業所（熊本県熊本市） 中国営業所（広島県広島市）	北九州営業所（福岡県北九州市） 鹿児島営業所（鹿児島県鹿児島市）

- 【株式会社アシスト・メディコ】
本社（福岡県福岡市）

- 【株式会社イーディライト】
本社（福岡県福岡市）

- 【エムディーエックス株式会社】
本社（福岡県福岡市）
東京オフィス（東京都港区）

(9) 従業員の状況

① 当社グループの従業員の状況

従業員数	前期末比増減
574名	21名増

(注) 従業員数は、就業人員であり、パートタイマー241名を含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
27名	3名増	44.0歳	13.0年

- (注) 1. 従業員数は、就業人員（出向者）であります。
 2. 平均勤続年数の算定にあたっては、山下医科器械株式会社における勤続年数を通算しております。

(10) 主要な借入先の状況

該当事項はありません。

(11) その他当社グループの現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 8,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 2,553,000株 (自己株式114株を含む)
- (3) 当期末株主数 5,036名

(4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
山 下 尚 登	348,400 株	13.65 %
株 式 会 社 ミ ッ ク	272,952	10.69
日本スタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	133,700	5.24
山 下 弘 高	130,000	5.09
ヤマシタヘルスケアホールディングス社員持株会	121,832	4.77
山 下 耕 一	93,900	3.68
小 沼 滋 紀	70,700	2.77
株 式 会 社 十 八 親 和 銀 行	70,000	2.74
内 藤 征 吾	47,600	1.86
株 式 会 社 E P A R K	47,533	1.86

(注) 持株比率は自己株式 (114株) を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2022年5月31日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役 執行役員 社長	山下 尚 登	山下医科器械株式会社 代表取締役 執行役員 社長
取締役 執行役員	北 野 幸 文	山下医科器械株式会社 取締役 執行役員 人事戦略本部長
取締役 執行役員	嘉 村 厚	エムディーエックス株式会社 代表取締役社長 株式会社イーピーメディック 取締役 株式会社トムス 取締役 株式会社アシスト・メディコ 取締役 株式会社イーディライト 取締役
取締役 (常勤監査等委員)	七 種 純 一	山下医科器械株式会社 監査役 株式会社イーピーメディック 監査役 株式会社トムス 監査役 株式会社アシスト・メディコ 監査役 株式会社イーディライト 監査役 エムディーエックス株式会社 監査役
取締役 (常勤監査等委員)	松 尾 正 剛	山下医科器械株式会社 監査役
取締役 (監査等委員)	古 閑 慎一郎	
取締役 (監査等委員)	山 下 俊 夫	弁護士（山下・川添総合法律事務所代表） イサハヤ電子株式会社 社外監査役
取締役 (監査等委員)	斧 田 みどり	公認会計士・税理士（斧田みどり公認会計士事務所代表） 株式会社南陽 社外取締役（監査等委員）

- (注) 1. 監査等委員である取締役七種純一、松尾正剛、古閑慎一郎、山下俊夫および斧田みどりの5氏は、社外取締役であります。
2. 当事業年度中の取締役（監査等委員である取締役を除く）および監査等委員である取締役の異動は次のとおりであります。
- ①2021年8月27日開催の第4回定時株主総会終結の時をもって、伊藤秀憲氏は取締役を退任いたしました。
- ②2021年8月27日開催の第4回定時株主総会において、七種純一氏は監査等委員である取締役に新たに選任され、就任いたしました。
3. 監査等委員である取締役七種純一および松尾正剛の両氏は、長年の金融機関の経営を通じて培われた豊富な経験と幅広い見識から、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、監査等委員である取締役七種純一、松尾正剛、古閑慎一郎、山下俊夫および斧田みどりの5氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指名し、同取引所に届け出ております。
5. 当社は、監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を

- 可能とすべく、七種純一および松尾正剛の両氏を常勤の監査等委員として選定しております。
6. 監査等委員である取締役斧田みどり氏は、職業上使用している氏名を上記のとおり表記しておりますが、戸籍上の氏名は、児玉みどり氏であります。
 7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を補填することとしております。なお、被保険者の範囲は、当社および当社子会社の取締役および監査役であり、その保険料は、全額当社が負担しております。
 8. 当社は、執行役員制度を導入しており、2022年6月1日現在の執行役員は次のとおりであります。

地 位	氏 名
代表取締役 執行役員 社長	山 下 尚 登
取締役 執行役員 人事戦略本部長	北 野 幸 文
取締役 執行役員 事業戦略本部長	嘉 村 厚

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、監査等委員である取締役七種純一、松尾正剛、古閑慎一郎、山下俊夫および斧田みどりの5氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金200万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

(3) 取締役の報酬等の額

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

ア. 決定方針の決定方法

当社は、2019年度より、社外取締役全員と代表取締役執行役員社長で構成する指名・報酬委員会から提言を受けた内容を踏まえ、取締役の個人別の報酬等の決定方針（以下、「決定方針」という。）を定めております。その決定方法は、株主総会でその限度額を決議いただき、取締役の個人別の報酬額および算定方法等について、「役員報酬運用基準」にて詳細に規定しております。また、当該基準の策定および改廃は、指名・報酬委員会の審議・答申のうえ取締役会にて協議、決議しております。

イ. 決定方針の内容の概要

当社の決定方針の内容の概要は次のとおりであります。

- ・当社においては、業績、経営環境、世間水準、従業員に対する処遇との整合性を勘案しながら、社長の報酬額を基準とし、その他の役員については、社長の報酬を軸とした報酬額とする。

②取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

ア. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額

2018年8月28日開催の第1回定時株主総会において、年額100,000千円以内（うち社外取締役分は年額20,000千円以内）と決議いただいております。

イ. 監査等委員である取締役の報酬限度額

2018年8月28日開催の第1回定時株主総会において、年額50,000千円以内と決議いただいております。

ウ. 業績連動報酬

2019年8月28日開催の第2回定時株主総会において、次の内容にて決議いただき、2021年8月27日開催の第4回定時株主総会において、支給基準改定の決議をいただいております。

- ・取締役（監査等委員である取締役を除く）に対し、上記ア. の報酬額の範囲内において、コーポレートガバナンス・コードの趣旨を踏まえ、取締役の業績向上のインセンティブを高め、会社業績の一層の向上を目指すため、定額報酬とは別に単年度毎に金額算定の基準に基づき業績連動報酬を支給する。
- ・各取締役に対する金額は、上限金額（年額）の範囲内で、指名・報酬委員会の審議・答申のうえ取締役会にて決議する。

【業績連動報酬の上限金額と金額算定の基準】

連結売上高営業利益率が1.3%を超えた場合に、監査等委員を除く取締役に対し役職に応じ、連結営業利益に対して下記の比率を乗じた金額（年額）を支給する。

役職	連結営業利益に対する比率	上限額（年額）
取締役 執行役員 社長	0.80%	15,000千円
取締役 副社長（注1）	0.60%	12,000千円
専務取締役（注1）	0.50%	10,000千円
常務取締役（注1）	0.40%	8,000千円
取締役（監査等委員である取締役を除く）	0.25%	5,000千円

(注) 1. 取締役 副社長、専務取締役、常務取締役については、現在任命はありませんが、今後任命される場合を想定して設定しております。

2. 本報酬金額算定に際し、連結営業利益の10百万円未満を切り捨てるものといたします。

指標として連結売上高営業利益率を選択した理由は、当社グループにおける経営計画の策定において、売上よりも利益に注力し、継続的な収益構造の確立に向けた構造改革を行

い、収益力の向上を図ることを基本としているためであります。

当連結会計年度における指標の目標と実績は、連結売上高営業利益率目標0.8%に対し、実績は1.7%となりました。

エ. 上記ア. イ. ウ. を決議いただいた定時株主総会終結時点の取締役員数

- ・上記ア. イ. を決議いただいた当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は4名、監査等委員である取締役の員数は3名であります。
- ・上記ウ. を決議いただいた当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は3名であります。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する事項

当社は、個人別の取締役の報酬額につき、次の手続きを経て決定しております。

取締役会は、当該手続きを経て報酬額を決定していることから、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

(決定方法)

- ・監査等委員を除く役員の報酬等は、株主総会で決議された金額の範囲内において、指名・報酬委員会の提言をもって、取締役会で決定する。
- ・監査等委員である取締役の報酬は、監査等委員会での協議（監査等委員である取締役の協議）により決定する。
- ・業績、経営環境、世間水準、従業員に対する処遇との整合性を勘案しながら、社長の報酬額を基準とし、その他の役員については、社長の報酬を基準に報酬額を決定する。

④当事業年度に係る取締役の報酬等

区 分	人 数	報酬等の種類別の総額（千円）		
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等
取締役（監査等委員である取締役を除く）	4名	56,820	12,090	－
取締役（監査等委員）	5名	30,240	－	－
合 計 （うち社外役員）	9名 (5名)	87,060 (30,240)	12,090 (－)	－ (－)

(注) 1. 非金銭報酬等として取締役に對して支給した報酬はございません。

2. 上記の支給人数には、2021年8月27日開催の第4回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。

3. 社外役員である取締役が子会社から受けた報酬はございません。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職の状況
社外取締役 (監査等委員)	山下 俊夫	弁護士(山下・川添総合法律事務所代表) イサハヤ電子株式会社 社外監査役
社外取締役 (監査等委員)	斧田 みどり	公認会計士・税理士(斧田みどり公認会計士事務所代表) 株式会社南陽 社外取締役(監査等委員)

(注) 当社グループと各兼職先との間に特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役 (常勤監査等委員)	七種 純一	就任以降、当事業年度において開催された取締役会14回の全てに、また、監査等委員会10回の全てに出席しているほか、その他の重要な会議に出席して取締役の職務執行をモニタリングし、必要に応じ、当社の財務および会計ならびに内部統制システム、リスク管理体制の構築・維持について意見を述べ、当社の監査等委員である社外取締役として適切な役割を果たしております。
社外取締役 (常勤監査等委員)	松尾 正剛	当事業年度において開催された取締役会21回の全てに、また、監査等委員会15回の全てに出席しているほか、その他の重要な会議に出席して取締役の職務執行をモニタリングし、必要に応じ、当社の財務および会計ならびに内部統制システム、リスク管理体制の構築・維持について意見を述べ、当社の監査等委員である社外取締役として適切な役割を果たしております。
社外取締役 (監査等委員)	古閑 慎一郎	当事業年度において開催された取締役会21回の全てに、また、監査等委員会15回の全てに出席し、必要に応じ、経営コンサルタントの経歴を通じて培われた企業経営に関わる専門的見地から、助言、提言を行い、当社の監査等委員である社外取締役として適切な役割を果たしております。
社外取締役 (監査等委員)	山下 俊夫	当事業年度において開催された取締役会21回のうち17回に、また、監査等委員会15回のうち14回に出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の構築・維持について意見を述べ、当社の監査等委員である社外取締役として適切な役割を果たしております。
社外取締役 (監査等委員)	斧田 みどり	当事業年度において開催された取締役会21回のうち19回に、また、監査等委員会15回のうち13回に出席し、必要に応じ、主に公認会計士・税理士および公認会計士事務所代表としての経歴を通じて培われた財務会計および企業経営に関わる専門的見地から、助言、提言を行い、当社の監査等委員である社外取締役として適切な役割を果たしております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

①	当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	36,000千円
②	当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等についてその適切性・妥当性を検証した結果、上記の報酬等の額は合理的なものであると判断し、同意いたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制として当社が取締役会において決議した事項は、次のとおりであります。

- ① 当社および当社子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ア. 当社は、法令および定款の制定・改廃、経営環境の動向、社会情勢の動向に応じて、適宜、当社グループの役職員に対して必要な教育・訓練を実施する。
 - イ. 定款および社内規程・基準、指示文書等は、グループウェアを用い、容易に閲覧・確認できる状態を維持する。
 - ウ. 当社は、当社グループの役職員に対し、年1回以上、コンプライアンス研修を実施し、コンプライアンス意識の醸成、向上を図る。
 - エ. 監査室は、全ての部署に対し、年1回以上、その日常活動の監査を実施し、これを当社社長および監査等委員会に報告する。
 - オ. 法令違反その他コンプライアンス違反の未然防止および早期発見、是正をはかるため、「内部通報運用基準」に基づき、当社グループの全ての役職員が利用できる内部通報窓口を設置する。なお、通報者に対しては、当該通報をしたことを理由とする不利益な取り扱いを行わない。
 - カ. リスク管理委員会は、当社グループ全体のリスクマネジメントに関する課題等について協議する。また、役職員に法令違反、社内規程違反行為があった場合は、原因究明、再発防止策の実施を推進する。
 - キ. 反社会的勢力との一切の関係を遮断し、不当要求等の介入に対しては、「反社会的勢力対応基準」に基づき毅然とした態度で臨み、断固としてこれを排除する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ア. 各種文書、帳票ならびに情報については「文書および情報管理規程」に基づき適切に作成、保存、管理する。
 - イ. 取締役の職務の執行に必要な文書について、取締役または監査等委員会から閲覧の要請があった場合には速やかに対応する。

- ③ 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ア. 「重要情報管理規程」に基づく「重要情報取扱手順」に従い、迅速かつ適切なリスク管理を行う。
 - イ. 当社グループのリスク管理を担う機関としてリスク管理委員会を設置し、当社グループ全体のリスクマネジメントに関する課題・対応策について検討する。
- ④ 当社および当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ア. 取締役会で選任された取締役および当社子会社の取締役を構成員としてグループ経営会議を構成し、代表取締役社長の監督の下、「組織規程」に定められた職務権限の範囲で業務執行を迅速に進める。
 - イ. 取締役会は、経営方針や経営に係る重要事項およびグループ経営会議からの付議事項を審議する。
 - ウ. 「関係会社管理規程」に基づき、子会社の代表取締役に対して、四半期毎に営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社の取締役会での報告を義務づけ、必要に応じ、当社の取締役会にて審議を行う。
- ⑤ 当社および当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ア. 当社は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の事業運営に関する重要な事項について情報交換、協議するなど、子会社の統括的な管理を行うとともに、その会計状況を定期的に監督する。
 - イ. 監査室は子会社に対する監査結果等について、定期的に当社社長および監査等委員会に報告する。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - 監査等委員会がその職務を補助すべき取締役および使用人を設置することを求めた場合、取締役会は速やかに人事的対応をはかる。
- ⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性ならびに当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ア. 監査等委員会の職務を補助する使用人の任命・異動・人事考課については、監査等委員会の同意を要する。
 - イ. 当社は、監査等委員会の職務を補助する使用人に対し、会社の業務執行をさせず、監査等委員会の指揮命令に従わせるものとする。
- ⑧ 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人ならびに当社子会社の取締役等および使用人等が当社の監査等委員会に報告をするための体制その他の当社の監査等委員会への報告に関する体制

- ア. 当社グループの役職員は、「監査等委員会規程」および「監査等委員会監査等基準」に従い、監査等委員会が求める報告および情報提供を行う。
 - イ. 当社グループの役職員は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、速やかに監査等委員会に報告する。
 - ウ. 当社グループの役職員から内部通報窓口に通報があった場合は、速やかに監査等委員会に報告を行う体制とする。
 - エ. 監査等委員会に対して前各号の報告あるいは通報をした者に対しては、当該報告等をしたことを理由とする不利益な取り扱いを行わない。
- ⑨ 監査等委員である取締役の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- ア. 当社は、監査等委員会からその職務の執行について必要な費用の前払等の請求があった場合、速やかに当該費用または債務を処理する。
 - イ. 当社は、監査等委員会からの求めがある場合、監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用等について、毎年、一定額の予算を設ける。
- ⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ア. 監査等委員である取締役は、取締役会のほか、グループ経営会議その他の重要な会議に出席し、意見を述べることができる。
 - イ. 監査等委員会は、半期に1回以上、取締役会において監査活動結果の報告を行う。
 - ウ. 監査等委員会は、必要に応じて、代表取締役、監査法人または会計監査人、監査室と会合をもち、意見交換を行う。
 - エ. 監査等委員会から内部統制システムおよび監査体制の実効性に係わる意見があった場合、取締役会はその改善について審議し、その結果を監査等委員会に報告する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① グループ管理体制

持株会社として、当社グループ全体の経営戦略の策定、経営資源の配分および子会社の業務執行に関する監督機能を発揮することにより、当社グループ各社の採算性と事業責任の明確化に努めました。

② コンプライアンス

当社グループの全役職員を対象とした研修を適宜実施するほか、経営トップからコンプライアンスの重要性や企業倫理の確立に向けたメッセージを繰り返し発信するなど、コンプライアンス意識の向上に取り組みました。

また内部通報・相談窓口については、継続的に従業員への周知を行い、適切な運用に努めました。

- ③ リスク管理体制
リスク管理委員会を開催し、各種リスクに関する対応策について検討のうえ、取締役会に報告し協議を行うなど、リスク管理の強化に取り組みました。
中核子会社である山下医科器械株式会社におきましては、各物流センターの連携を図ることで、災害発生時における安定的な商品供給体制の確保に努めました。
- ④ 取締役の職務執行状況
取締役会を21回開催し、経営に関する重要事項の決定、各業務執行取締役の業務執行状況の監督を行いました。取締役会では、審議時間を十分確保することで、充実した議論が行われております。
- ⑤ 監査等委員会の職務執行状況
監査等委員会を15回開催し、取締役会等における重要案件の問題点や意思決定プロセスの妥当性等について協議し、取締役会にて意見を述べるなど、監督機能強化、議論の実効性向上を図りました。また、毎月、監査室から監査結果報告を受け、必要に応じて指示をするなど、監査の実効性向上に努めました。
- ⑥ 内部監査・子会社管理
「内部監査規程」に基づき、当社グループの内部監査を実施いたしました。
また「関係会社管理規程」に基づき、子会社の事業運営に関する重要事項について情報交換、協議するなど、子会社管理・支援の強化に取り組みました。
- ⑦ 財務報告に係る内部統制
財務報告に係る内部統制につきましては、当社グループの事業環境に関わる様々なリスクの評価を行い、内部統制が有効かつ継続的に機能するよう、統制環境の整備、統制活動の推進およびモニタリング等を実施いたしました。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(注) 本事業報告に記載している金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(2022年5月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	18,793,077	流動負債	15,555,786
現金及び預金	3,975,743	支払手形及び買掛金	7,896,352
受取手形、売掛金及び契約資産	11,906,591	電子記録債務	6,006,179
商品	2,683,096	未払法人税等	127,923
貯蔵品	29,837	賞与引当金	635,964
その他の	215,311	その他	889,367
貸倒引当金	△17,502		
		固定負債	525,674
		退職給付に係る負債	237,847
		その他	287,827
		負債合計	16,081,461
固定資産	5,293,667	(純資産の部)	
有形固定資産	3,463,028	株主資本	7,417,933
建物及び構築物	1,665,365	資本金	494,025
土地	1,649,301	資本剰余金	627,796
建設仮勘定	1,210	利益剰余金	6,296,296
その他	147,151	自己株式	△184
無形固定資産	140,652	その他の包括利益累計額	562,847
のれん	70,000	その他有価証券評価差額金	651,206
その他	70,652	退職給付に係る調整累計額	△88,359
投資その他の資産	1,689,987	非支配株主持分	24,502
投資有価証券	1,149,747		
繰延税金資産	99,334		
その他	442,724		
貸倒引当金	△1,820		
		純資産合計	8,005,283
資産合計	24,086,745	負債及び純資産合計	24,086,745

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年6月1日から2022年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上	55,145,830
売上原価	47,421,402
売上総利益	7,724,428
販売費及び一般管理費	6,793,673
営業利益	930,754
営業外収入	
受取利息	2,146
受仕配当金	8,009
持分法による投資利益	15,732
受取手の料他	10,377
営業外費用	25,996
支手払売却	23,888
為替差	3,859
その他の	5,940
経常利益	1,109
特別利益	2,016
条件付対価受入	17,297
段階取得に係る差益	4,238
税金等調整前当期純利益	21,536
法人税、住民税及び事業税	285,086
法人税等調整額	44,937
当期純利益	1,025,514
非支配株主に帰属する当期純損失	330,023
親会社株主に帰属する当期純利益	695,490
	△594
	696,085

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年6月1日から2022年5月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	494,025	627,796	5,829,970	△184	6,951,607
当期変動額					
剰余金の配当	－	－	△229,759	－	△229,759
親会社株主に帰属する 当期純利益	－	－	696,085	－	696,085
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	466,325	－	466,325
当期末残高	494,025	627,796	6,296,296	△184	7,417,933

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	649,494	△21,504	627,990	－	7,579,598
当期変動額					
剰余金の配当	－	－	－	－	△229,759
親会社株主に帰属する 当期純利益	－	－	－	－	696,085
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1,711	△66,855	△65,143	24,502	△40,640
当期変動額合計	1,711	△66,855	△65,143	24,502	425,684
当期末残高	651,206	△88,359	562,847	24,502	8,005,283

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年5月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	556,649	流動負債	485,093
現金及び預金	229,409	関係会社短期借入金	370,244
未収入金	318,960	未払金	66,800
その他の	8,279	未払法人税等	5,444
		預り金	7,795
		賞与引当金	34,808
		固定負債	13,657
		資産除去債務	13,657
		負債合計	498,750
固定資産	5,967,079	(純資産の部)	
有形固定資産	38,893	株主資本	6,025,220
建物	31,545	資本金	494,025
器具及び備品	7,348	資本剰余金	5,169,812
無形固定資産	6,231	資本準備金	4,169,812
ソフトウェア	6,231	その他資本剰余金	1,000,000
投資その他の資産	5,921,953	利益剰余金	361,560
投資有価証券	50,657	その他利益剰余金	361,560
関係会社株式	5,762,647	繰越利益剰余金	361,560
繰延税金資産	13,741	自己株式	△176
その他の	94,907	評価・換算差額等	△243
		その他有価証券評価差額金	△243
		純資産合計	6,024,977
資産合計	6,523,728	負債及び純資産合計	6,523,728

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2021年6月1日から2022年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目					金 額	
営	業	収	益			
一	一	一	一			
受	取	配	当	金	収	入
					527,279	
					265,512	792,791
一	一	一	一			
受	取	配	当	金	収	入
						565,196
一	一	一	一			
受	取	配	当	金	収	入
						227,595
一	一	一	一			
受	取	配	当	金	収	入
						227,595
一	一	一	一			
受	取	配	当	金	収	入
						1,731
一	一	一	一			
受	取	配	当	金	収	入
						1,741
一	一	一	一			
受	取	配	当	金	収	入
						227,585
一	一	一	一			
受	取	配	当	金	収	入
						227,585
一	一	一	一			
受	取	配	当	金	収	入
						△446
一	一	一	一			
受	取	配	当	金	収	入
						228,031

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年6月1日から2022年5月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計
当期首残高	494,025	4,169,812	1,000,000	5,169,812	363,288	363,288
当期変動額						
剰余金の配当	－	－	－	－	△229,759	△229,759
当期純利益	－	－	－	－	228,031	228,031
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）						
当期変動額合計	－	－	－	－	△1,727	△1,727
当期末残高	494,025	4,169,812	1,000,000	5,169,812	361,560	361,560

	株主資本		評価・換算 差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	
当期首残高	△176	6,026,948	△229	6,026,719
当期変動額				
剰余金の配当	－	△229,759	－	△229,759
当期純利益	－	228,031	－	228,031
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）			△13	△13
当期変動額合計	－	△1,727	△13	△1,741
当期末残高	△176	6,025,220	△243	6,024,977

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年7月20日

ヤマシタヘルスケアホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
福岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 荒牧 秀樹

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 高尾 圭輔

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ヤマシタヘルスケアホールディングス株式会社の2021年6月1日から2022年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ヤマシタヘルスケアホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにあ

る。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年7月20日

ヤマシタヘルスケアホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
福岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 荒牧 秀樹

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高尾 圭輔

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ヤマシタヘルスケアホールディングス株式会社の2021年6月1日から2022年5月31日までの第5期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年6月1日から2022年5月31日までの第5期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年7月20日

ヤマシタヘルスケアホールディングス株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 七 種 純 一 ㊟

常勤監査等委員 松 尾 正 剛 ㊟

監査等委員 古 閑 慎 一 郎 ㊟

監査等委員 山 下 俊 夫 ㊟

監査等委員 斧 田 み どり ㊟

(注) 監査等委員七種純一、松尾正剛、古閑慎一郎、山下俊夫及び斧田みどりは、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、剰余金の処分につきましては、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、株主の皆様への安定的かつ継続的な配当を実施することを基本方針とし、連結配当性向30%を基準に、業績等を勘案して利益還元を行っております。

期末配当に関する事項

上記方針に基づき検討いたしました結果、当期の期末配当につきましては、1株につき82円とさせていただきますと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金82円
総額209,336,652円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年8月29日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条(参考書類等のインターネット開示)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容につきましては、以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
第15条 <u>(参考書類等のインターネット開示)</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することができる。	(削除)

(新設)	<p>第15条 (電子提供措置等) 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2. <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
(新設)	<p>(附則) 第1条</p> <p>1. <u>定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（参考書類等のインターネット開示）はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

3. 補足説明

株主総会資料の電子提供制度とは、株主総会資料を自社のウェブサイト等に掲載し、株主の皆様のお手元には簡易な招集通知（ウェブサイトに掲載したことおよびウェブサイトへのアクセス方法等を記載したお知らせ等）を提供する制度です。電子提供制度はすべての上場会社に対して強制適用され、当社では次回の定時株主総会から適用されます。

次回以降の株主総会において、株主総会資料の書面受領を希望される株主様は、事業年度の末日までに「書面交付請求」のお手続をお取りいただくことができます。

「書面交付請求」のお手続につきましては、証券会社にお申し出の場合は、口座を開設している証券会社へ、株主名簿管理人にお申し出の場合は、三菱UFJ信託銀行へお問い合わせください。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、ガバナンス強化の観点から取締役を1名増員し、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、監査等委員会は、各候補者について、当事業年度における業務執行状況および業績等を評価した上で、取締役候補者として適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位	候補者属性
1	やました 山下 尚登	代表取締役 執行役員 社長	再任
2	きたの 北野 幸文	取締役 執行役員	再任
3	かむら 嘉村 厚	取締役 執行役員	再任
4	かとう 加藤 武彦	—	新任

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	<p style="text-align: center;">やま した なお と 山下 尚 登 (1955年1月24日)</p> 	<p>1977年 4月 アロカ株式会社入社 1978年 7月 山下医科器械株式会社入社 1982年 5月 同社福岡営業所長 1988年 3月 同社取締役 1990年10月 同社常務取締役 1994年10月 同社代表取締役専務 1997年 6月 同社代表取締役社長 2006年 7月 同社代表取締役会長 2008年 7月 同社代表取締役社長 2009年 6月 同社代表取締役社長 兼 営業統括本部長 2011年 6月 同社代表取締役社長 2017年12月 当社代表取締役社長 2019年 6月 山下医科器械株式会社代表取締役 執行役員 社長 (現任) 2019年 6月 当社代表取締役 執行役員 社長 (現任)</p>	348,400株
<p>【選任の理由および期待される役割】</p> <p>これまで、長年において代表取締役社長として当社グループ全体を牽引し、事業拡大に貢献してきた実績と豊富な経験、経営全般における豊富な見識を有することから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き、取締役として選任をお願いするものであります。</p> <p>同氏には、業界における豊富な経験および経営全般における豊富な見識を活かして、当社グループ全体を牽引し、持続的な企業価値向上を実現する役割を果たしていただくことを期待しております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
2	<p style="text-align: center;">きたのゆきふみ 北野幸文 (1965年11月28日)</p> 	<p>1988年 4月 山下医科器械株式会社入社 2002年 5月 同社福岡支社長 2004年 5月 同社営業本部営業企画部長 2007年 5月 同社経営企画室長 2007年 8月 同社取締役経営企画室長 2009年 6月 同社取締役営業統括本部副部長 兼 長崎・福岡エリア本部長 2011年 6月 同社取締役営業本部副部長 兼 SPDセンター長 2011年 8月 同社執行役員営業本部副部長 兼 SPDセンター長 2012年 6月 同社執行役員営業本部副部長 兼 情報流通推進部長 2015年 8月 同社取締役執行役員営業本部副部長 兼 情報流通推進部長 2015年 9月 同社取締役執行役員営業本部副部長 兼 情報流通推進部長 兼 営業管理部長 2016年 6月 同社取締役執行役員営業本部副部長 2016年 8月 同社取締役執行役員営業本部長 2017年12月 当社取締役 2021年 6月 山下医科器械株式会社取締役執行役員人事 戦略本部長（現任） 2021年 6月 当社取締役執行役員人事戦略本部長（現任）</p>	3,900株
<p>【選任の理由および期待される役割】</p> <p>これまで、取締役として、当社グループの営業部門を牽引し、事業拡大に貢献してきた実績と豊富な経験、業界に関する高い知見を有することから、人事戦略においても持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き、取締役として選任をお願いするものであります。</p> <p>同氏には、業界に対する高い知見と豊富な経験を人事戦略において活かし持続的な企業価値の向上を実現する役割を果たしていただくことを期待しております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	<p style="text-align: center;">かむら あつし 嘉村 厚 (1961年7月25日)</p> 	<p>1985年 8月 山下医科器械株式会社入社 2001年 5月 同社鳥栖営業所長 2004年 5月 同社営業本部長 2004年 8月 同社取締役営業本部長 2006年 7月 同社常務取締役営業本部長 2007年 5月 同社常務取締役新規事業本部長 2007年 8月 同社取締役新規事業本部長 2009年 6月 同社取締役営業統括本部副本部長 兼 中部・南九州エリア本部長 2011年 6月 同社取締役事業開発部長 2011年 8月 同社執行役員事業開発部長 2014年 6月 同社執行役員ソリューション事業推進部長 2016年 8月 同社取締役執行役員ソリューション事業推進部長 2017年12月 当社取締役 2019年12月 株式会社アシスト・メディコ取締役（現任） 2020年 8月 株式会社イーピーメディック取締役（現任） 2021年 6月 山下医科器械株式会社取締役 2021年 6月 当社取締役執行役員事業戦略本部長（現任） 2021年 8月 株式会社トムス取締役（現任） 2021年11月 株式会社イーディライト取締役（現任） 2022年 2月 エムディーエックス株式会社代表取締役社長（現任）</p>	5,600株
<p>【選任の理由および期待される役割】</p> <p>これまで、取締役として、当社グループの営業部門を牽引し、事業拡大に貢献してきた実績と豊富な経験、業界に関する高い知見を有していることから、事業戦略においても持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き、取締役として選任をお願いするものであります。</p> <p>同氏には、業界に対する高い知見と豊富な経験を事業戦略において活かし持続的な企業価値の向上を実現する役割を果たしていただくことを期待しております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
4	<p style="text-align: center;">かとう たけひこ 加藤 武彦 (1967年3月2日)</p> 	<p>1981年11月 山下医科器械株式会社入社 2006年5月 同社熊本支社長 2014年6月 同社営業本部営業推進部長 兼 特販事業分野部長 2015年6月 同社執行役員営業本部営業推進部長 兼 特販事業分野部長 2017年8月 株式会社イーピーメディアック取締役 2021年6月 山下医科器械株式会社取締役執行役員営業 本部長 2021年8月 同社取締役執行役員営業本部長（現任）</p>	700株
<p>【選任の理由および期待される役割】 これまで、当社グループの営業部門を牽引し、事業拡大に貢献してきた実績と豊富な経験、業界に関する高い知見を有していることから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、新たに、取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を補填することとしております。なお、保険料は当社が全額負担しております。各候補者の選任が承認された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以上

(ご参考) 株主総会後の取締役会のスキルマトリックス

※本招集ご通知記載の候補者を原案どおりすべてご選任いただいた場合、各取締役の専門性と経験は次のとおりとなります。

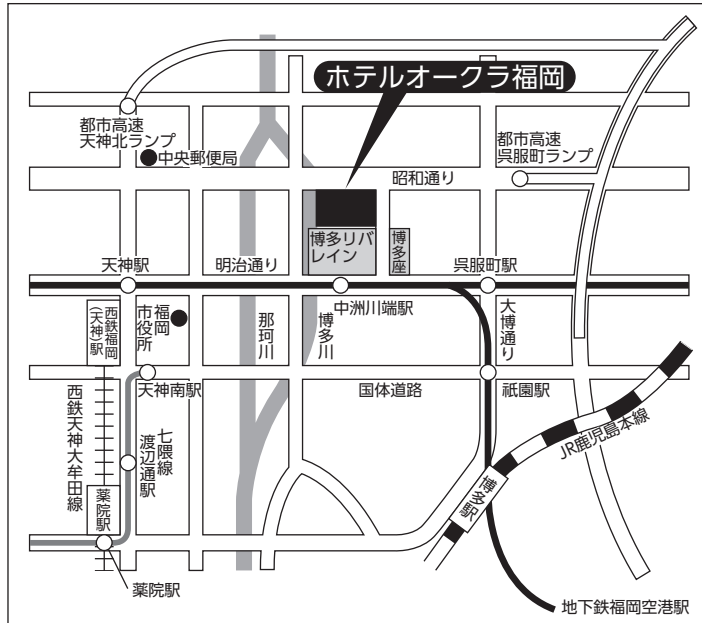
当社における地位・担当	氏名	専門性と経験					
		経営 経験	営業・ 販売	財務・ 会計	法務	人材 開発	内部 統制
代表取締役 執行役員 社長	山下 尚登	○	○				○
取締役 執行役員	北野 幸文	○	○			○	
取締役 執行役員	嘉村 厚	○	○				
取締役	加藤 武彦	○	○				
取締役 常勤監査等委員	七種 純一	○		○			○
取締役 監査等委員	古閑 慎一郎	(注) ○				○	
取締役 監査等委員	山下 俊夫	○			○		
取締役 監査等委員	斧田 みどり	○		○			

(注) 古閑慎一郎氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はございませんが、経営コンサルタントとして培われた会社経営に関わる専門的な知見と豊富な経験を有していることから、経営経験ありとして記載しております。

株主総会会場ご案内図

会場

福岡市博多区下川端町3番2号 博多リバレイン
ホテルオークラ福岡 4階「平安の間」 TEL (092) 262-1111



交通

- JR博多駅から
地下鉄 博多駅—中洲川端駅「姪浜方面行き」(所要時間 約5分)
タクシー 所要時間 約10分
- 福岡空港から
地下鉄 福岡空港駅—中洲川端駅「姪浜方面行き」(所要時間 約10分)
タクシー 所要時間 約20分
- 西鉄福岡(天神)駅から 徒歩 約15分

◎新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主総会へご出席される株主様におかれましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願いいたします。

◎株主総会にご出席の株主様へお配りしておりましたお土産は、安全上の理由により、今回はご用意しておりませんので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。